

(第二類 第七号)
衆議院 第五百六回国会 議院
個人情報の保護に関する特別委員会議録 第一回

(第二類 第七號)

二八九

本特別委員会は平成十五年四月八日(火曜日)議院において、個人情報の保護に関する諸法案を審査するため設置することに決した。

本特別委員は議長の指名で、次のとおり選任された。

理事	蓮実	理事
理事	伊藤	進君
漆原	忠治君	理事
良夫君	理事	東
理事	細野	松下
東	豪志君	忠洋君
	祥三君	辭任
	竹下	滝
	亘君	実君

補欠選任 渡辺 博道君
佐田玄一郎君 平井 韶也君
肥田美代子君 桑原 豊君

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出第七二号)
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出第七三号)
情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出第七四号)
提出第七四号)
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出第七五号)
律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七五号)
は本委員会に付託された。

滄
橫路
大畠
章宏君
実君

四月八日
村井仁君が委員長に当選した
同日

逢沢 一郎君
蓮実 進君
伊藤 忠治君
漆原 良夫君
砂田 圭佑君
松下 忠洋君
細野 豪志君
東 祥三君

四月八日 個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一〇号) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一一号) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一一二号)

情報公開・個人情報保護審査会設置法案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一三号)個人情報の保護に関する法律案(内閣提出第七一号)

平成十五年四月八日(火曜日)
午後三時三十八分開議

出席委員
委員長 村井 仁君
理事 逢沢 一郎君 理事 砂田 圭佑君
委員の異動
衆議院調査局個人情報の保護に関する特別調査室長 小菅 修一君
吉田六左門君

第二類第七号 個人情報の保護に関する特別委員会議録第一号 平成十五年四月八日

〔星野委員、委員長席に着く〕
○星野委員 これより会議を開きます。

衆議院規則第百一条第四項の規定によりまして、委員長が選任されるまで、私が委員長の職務を行います。

これより委員長の互選を行います。

○砂田委員 動議を提出いたします。

委員長の互選は投票によらないで、村井仁君を委員長に推薦いたします。

○星野委員 ただいまの砂田圭佑君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星野委員 御異議なしと認めます。よつて、村井仁君が委員長に御当選になりました。

〔拍手〕

委員長村井仁君に本席を譲ります。

〔村井委員長、委員長席に着く〕

○村井委員長 この際、一言ございさつを申し上げます。

ただいま委員各位の御推举によりまして、本特別委員会の委員長の重責を担うことになりました。

委員各位の御指導と御協力を賜りまして、公正かつ円満な委員会運営に努めてまいりたいと存じます。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

個人情報の保護に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○村井委員長 これより理事の互選を行います。
○砂田委員 動議を提出いたします。
理事は、その数を八名とし、委員長において指名されることを望みます。

○村井委員長 ただいまの砂田圭佑君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 御異議なしと認めます。よつて、委員長は、理事に

逢沢 一郎君
蓮実 進君
砂田 圭佑君
忠洋君

○村井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、本日付託になりました内閣提出、個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案及び枝野幸男君外八名提出、個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案の各案を一括して議題といたします。

各案について順次趣旨の説明を聴取いたします。細田国務大臣。

この法律案は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることから、個人情報の適正な取り扱いに関し、基本理念、施策の基本となる事項、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としております。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、個人情報の取り扱いについての基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、関係策の総合的かつ一体的な推進を図るため政府が基本方針を作成することとするほか、国及び地方公共団体の施策等について規定しております。

第二に、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき義務として、個人データの第三者提供の制限や、本人の求めに応じた開示、訂正等の義務を定めることといたします。同時に、義務を違反した場合における主務大臣による勧告及び命令、命令に従わない場合の罰則等も規定しております。

第三に、民間団体による個人情報の保護を推進する観点から、苦情の処理等の業務を行う団体に関する規定、主務大臣が認定を行うこと等を規定しております。

なお、報道、著述、学術研究、宗教、政治の五分野については、事業者の義務等に関する規定の適用を除外する一方、個人情報の適正な取り扱いのため必要な措置をみずから講じ、かつ、その内容を公表するよう努めなければならないこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○村井委員長 片山総務大臣。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

○片山国務大臣 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

これら四法案は、第百五十四回国会に提出され、第百五十五回国会において審議未了のまま廃案となつた経緯がありますが、行政機関の職員等に対して罰則を設けることを内容とした与党三党修正要綱に沿つて修正し、再度提出することとしたものであります。

次に、各法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることから、行政機関における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図ります。個人の権利利益を保護するものであります。

この法律案の要点は、第一に、行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととする等、個人情報を適正に取り扱う義務を定めております。

第二に、行政機関が電子計算機処理に係る個人情報ファイルの保有に関し、あらかじめ総務大臣に対し、所定の事項を通知しなければならないも

のとし、さらに、個人情報ファイルについて、原則として、所定の事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならないものとしております。

第三に、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正または利用停止を請求することができる制度を設けております。また、行政機関の長は、開示、訂正または利用停止の決定等について不服申し立てがあつたときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとしております。

第四に、行政機関の職員等に対する罰則を設けることとしております。

次に、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案は、独立行政法人等のうち百三

十二法人について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案に準じて、個人情報の適正

な取り扱い、個人情報ファイアル簿の作成及び公

表、開示、訂正及び利用停止、罰則等について定

めるものであります。

次に、情報公開・個人情報保護審査会設置法案

は、内閣府に設置されている情報公開審査会を改

組して情報公開・個人情報保護審査会とし、同審

査会において、行政機関の保有する情報の公開に

関する法律等の規定による不服申し立てについて

調査審議するほか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案等の規定による不服申し立てについても調査審議することとするものであります。

最後に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、登記簿、特許原簿等、開示または

訂正等について独自の手続が定められている文書に記録されている保有個人情報については、行政

機関の保有する個人情報の保護に関する法律案第四章の規定の適用を除外する等、関係法律の規定の整備等を行うものであります。

以上が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案等四法案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○村井委員長 次に、細野豪志君。

個人情報の保護に関する法律案

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○細野議員 民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合を代表して、ただいま議題となりました個人情報保護法案並びに関連法案の趣旨を説明いたします。

今日、情報通信技術の急速な発展に伴い、多様な個人情報の利用が飛躍的な広がりを見せております。このような時代背景を考えたとき、個人情報保護法制の必要性は、我々野党も一致して認められるところであります。しかし、政府と我々との間には、個人情報保護に対する基本的な哲学に大きな違いがあります。我々が最も懸念するのは、民間と比較して膨大な個人データを有している行政機関への情報の集中であります。国民の最大の不安もそこになります。そのことを考えると、個人情報保護のあり方は、権力の関与を最低限にとどめるものでなければなりません。野党四党は、この哲学に基づいて、国民の個人情報を適切に保護し得る法案を提出いたします。

以下、そのポイントを御説明いたします。

まず、「個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与する」という自己情報コントロール権を第一条の目的規定に定めました。この考え方は、個人情報取扱事業者の義務の部分で具体化されております。

次に、個人情報取扱事業者に対して、センシティブ情報の特に慎重な取り扱いを義務づけました。具体的には、個人情報取扱事業者が、あらかじめ

本人の同意なく、思想及び信条に関する事項、医療に関する事項、福祉に係る給付に関する事項、犯罪の経歴に関する事項、人種、民族、社会的身分、門地並びに出生地及び本籍地を取り扱うことを原則的に禁止することといたしました。

また、個人情報保護における主務大臣の恣意的な運用を避けるために、いわゆる三条委員会である個人情報保護委員会を内閣府の外局に設置することといったしました。すなわち、個人情報の適正な取り扱いのために必要な監督、苦情の処理等の役割をこの個人情報保護委員会に与えることとしております。

さらに、個人情報を保護する一方で、表現の自由や報道の自由を守り、国民の知る権利を担保するために、適用除外規定を設けました。政府案においても適用除外規定を設けてはおりますが、野党案では、その適用除外を活動機関に限定するのではなく、活動の目的によって規定をしております。

一方、行政機関個人情報保護法案については、より厳しい規定を設けております。特に、個人情報の目的外利用については厳格に禁止をいたしました。例外的に、「業務の円滑な遂行に著しい支障が生じるとき」には目的外利用を認めておりますが、その際も、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聞かなければならないことにすることにより、行政機関の個人情報の乱用を許さないことをしております。

さらに、公務員に対する実効的な罰則規定を設けております。行政機関の職員が、その職権を乱用して、個人の秘密に属する事項が記録された文書などを収集したときには、罰則を科すこととなります。防衛庁リスト問題のケースにおいては、この規定が適用されます。また、行政機関の職員が、個人情報ファイル簿に掲載をされていない個人情報ファイアルを利用したときにも、罰則を科すこととしております。より厳格な罰則を設けることによって、行政機関の個人情報の乱用を未然に予防することを目指しております。

以上が、野党四党が共同提出いたしました法案の趣旨であります。(拍手)

○村井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもつてお知らせすることとし、午後四時十九分散会

第一章 総則(第一条～第三条)

第二章 国及び地方公共団体の責務等(第四条～第六条)

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第二節 地方公共団体の施策(第十一条～第十七条)

第三節 第二節 地方公共団体の施策(第十一条～第十三条)

第四節 国及び地方公共団体の協力(第十四条～第十六条)

第五章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 雜則(第五十条～第五十五条)

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進(第三十七条～第四十九条)

第六章 罰則(第五十六条～第五十九条)

附則

第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることから、個人情報の適正な取扱いに関する基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関して、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならぬ。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的(第十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

三 次項一次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続(第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

五 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

三 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。
(訂正等)

二 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

二 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならぬ。その旨を通知しなければならない。

(開示)

三 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

二 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせるなどを含む。以下同じ)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、人データを開示しなければならない。ただし、

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせるなどを含む。以下同じ)を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行つたときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。
(利用停止等)

二 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行つたとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行つたときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

第三项、第二十五条第二項、第二十六条第二項の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によつて、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要な措置をとるべき措置をとるときは、この限りでない。

二 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従つて、開示等の求めを行わなければならない。
(開示等の求めに応じる手続)

二 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に応じ、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従つて、開示等の求めを行わなければならない。

二 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに応じ、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特徴に資する情報の提供その他本人の利便を考慮して、適切な措置をとらなければならない。

二 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たつては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

二 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たつては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

二 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料を徴収することができる。

(苦情の処理)

第四十二条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第四十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿つた指針(以下「個人情報保護指針」という。)を作成し、公表するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に對し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

(目的外利用の禁止)

第四十四条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(報告の徴収)

第四十五条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2

内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により

必要な限度において、認定個人情報保護団体に對し、認定業務に関し報告をさせることができるものとする。

(命令)

第四十七条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に對し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第四十八条 主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十九条各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第四十四条の規定に違反したとき。

四 前条の命令に従わないとき。

五 不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。

六 第三十九条各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

七 第四十四条の規定に違反したとき。

八 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

(主務大臣)

第四十九条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第三十七条第一項の認定を受けようとする者のうち特定のものについて、特定の大臣等を主務大臣に指定することができる。

一 設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。については、その設立の許可又は認可をした大臣等

二 前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等

3 主務大臣は、前項ただし書の規定により

主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(第五章 雜則)

(適用除外)

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれら当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。)報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

五 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

六 宗教団体 宗教活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

七 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

八 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

九 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

十 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

十一 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

十二 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

十三 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

十四 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

十五 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

十六 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

十七 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

十八 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

十九 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

二十 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

り、その所属の職員に委任することができる。(施行の状況の公表)

第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関(法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。)の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

第五十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に關係する行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(連絡及び協力)

第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第五十六条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほ

は、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第二章 行政機関における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(利用目的の明示)

第四条 行政機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録(第二十四条及び第五十五条において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報

を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第号。以下「独立行政法人等」という。)第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事している者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかるらず、行政機関の長は、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは、方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この章において「記録情報」という。)の収集方法

六 記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

七 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一

部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項

を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報

ファイル簿に掲載しないこととするときは、

その旨

八 第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求を受理する

九 第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十 その他の政令で定める事項

については、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファ

必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

二 当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

一 個人情報ファイルの名称

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に

第十一条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。)が

(個人情報ファイアルの保有等に関する事前通知)

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
口 行政機関の要請を受けて、開示しない。の条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 開示することにより、国のお安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることがあります

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることがあります

六 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれ又は特定の者に不当な行為を容認するおそれがあるもの

七 國の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれがあるもの
イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはそ

の発見を困難にするおそれ
口 契約交渉又は争訟に係る事務に関し、國、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不适当に阻害するおそれ
二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ホ 国若しくは地方公共団体が經營する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)
第十五条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対して、該部情報を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれ又は特定の者に不当な行為を容認するおそれがあるもの

第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条の規定により開示請求者に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に對し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十九条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかるわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)
第二十条 開示請求に係る保有個人情報が著しく必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができない。

(保有個人情報の存否に関する情報)
第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る

保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)
第十八条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

この条の規定を適用する旨及びその理由については、この限りでない。
二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)
第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送を受けた行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第十八条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送を受けた行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(独立行政法人等への事案の移送)

第二十二条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が独立行政法人等から提供されたも

のであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項に規定する開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送

対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 についての開示の方法に関する定めを一般的の開示決定に基づき個人情報の開示を受けける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申

保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。(ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。)

した行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第十四条第二号ロ又は同条第三号ニ掲げる情報に該当するときは、

4 前項の規定による申出は、第十八条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
二 第二十二条第一項の規定により事案が移送され
三 て場合において、当該行政機関は、前項の規定

前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第十二条第二項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第十六条の規定により開示しようとするとき。

行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した旨見書を提出した場合において、開示決定をする

（他の法令による開示の実施との調整）
第二十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に当該申請出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。）

された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第二十一条第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報であつて、第二十五条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

未成年者又は成年被後見人の法定代理人人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができ

報保護法第十九条第一項中「第十三条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第十三条第三項」とする。
第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

ときは、開示決定の日と開示を実施する日の間に少なくとも二週間を置かなければならぬ。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第四十二条及び第四十三条において「反対意見書」という)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

期間内に限る。には、同項本文の規定にかかる
らず、当該保有個人情報については、当該同一
の方法による開示を行わない。ただし、当該同一
の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨
の定めがあるときは、この限りでない。
他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧で
あるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧
とみなして、前項の規定を適用する。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。
（訂正請求の手続）

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、
独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者
以外の者(以下この条、第四十三条及び第四十四条
条において「第三者」という。)に関する情報が含
まれているときは、行政機関の長は、開示決定
等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に
対し、政令で定めるところにより、当該第三者
に関する情報の内容その他政令で定める事項を
通知して、意見書を提出する機会を与えること
ができる。

(開示の実施)
第二十四条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているとき又は開覽又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行なう。ただし、開覽の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、

(手数料)

第三十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

第二節 訂正

(訂正請求権)

第三十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第三十六条第一項

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受ける日その他該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

前項の場合において、訂正請求をする者は、
政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に

行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録

において同じ。の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該

第二類第七号 個人情報の保護に関する特別委員会議録第一号 平成十五年四月八日

第五十一条 総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関し意見述べることができる。

(政令への委任)

第五十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であつた者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル

(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを作成する)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 前条に規定する者が、その業務において知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者に提供したときは、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 前三条の規定は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについての改正後の

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法

律第十条第一項の規定の適用については、同項

中「保有しようとする」とあるのは「保有してい

る」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施

行後遅滞なく」とする。

2 この法律の施行前に改正前の行政機関の保有

する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関

する法律第十三条第一項又は第二項の規定によ

りされた請求については、なお従前の例によ

る。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定

によりなお従前の例によることとされる場合に

おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

4 前三項に定めるもののほか、この法律の施行

に際し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

行政機関において個人情報の利用が拡大していくことには、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目

的とする。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び

別表に掲げる法人をいう。

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものととなるものを含む)をいう。

3 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四号)第二条第二項に規定する法人文書(同項第三号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。)に記録されているものに限る。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

二一定の事務の目的を達成するために特定の

条

第五章 雜則(第四十五条~第四十九条)

第六章 罰則(第五十条~第五十四条)

附則 第一章 総則

第二章 独立行政法人等における個人情報の取扱い

第三章 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

第四章 開示、訂正及び利用停止

第五章 罰則

第六章 総則(第一条・第二条)

第七章 独立行政法人等における個人情報の取扱い(第三条~第十一条)

第八章 開示、訂正及び利用停止

第九章 罰則

第十章 総則(第一条・第二条)

第十一章 独立行政法人等における個人情報の取扱い(第十二条~第二十一条)

第十二章 開示、訂正及び利用停止

第十三章 罰則

第十四章 総則(第一条・第二条)

第十五章 独立行政法人等における個人情報の取扱い(第二十二条~第二十三条)

第十六章 開示、訂正及び利用停止

第十七章 罰則

第十八章 総則(第一条・第二条)

第十九章 独立行政法人等における個人情報の取扱い(第二十四条~第二十五条)

第二十章 開示、訂正及び利用停止

第二十一章 罰則

第二十二章 総則(第一条・第二条)

第二十三章 独立行政法人等における個人情報の取扱い(第二十六条~第二十七条)

第二十四章 開示、訂正及び利用停止

第二十五章 罰則

第二十六章 総則(第一条・第二条)

第二十七章 独立行政法人等における個人情報の取扱い(第二十八条~第二十九条)

第二十八章 開示、訂正及び利用停止

第二十九章 罰則

保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの

二前号に掲げるもののほか、一定の事務の目

的を達成するために氏名、生年月日、その他

の記述等により特定の保有個人情報を容易に

検索することができるよう体的に構成した

たもの

三この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人を

いいう。

四この法律において個人情報等における個人情報の取扱い

五この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報等における個人情報を容易に

検索することができるよう体的に構成した

たもの

六この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報を容易に

検索することができるよう体的に構成した

たもの

七この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報を容易に

検索することができるよう体的に構成した

たもの

八この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報を容易に

検索することができるよう体的に構成した

たもの

九この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報を容易に

検索することができるよう体的に構成した

たもの

十この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報を容易に

検索することができるよう体的に構成した

たもの

十一この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報を容易に

検索することができるよう体的に構成した

たもの

十二この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報を容易に

検索することができるよう体的に構成した

たもの

	<p>三 利用目的を本人に明示することにより、国</p> <p>の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が</p> <p>行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼ</p> <p>すおそれがあるとき。</p> <p>四 取得の状況からみて利用目的が明らかであ</p> <p>ると認められるとき。</p> <p>(適正な取得)</p>
	<p>第五条 独立行政法人等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p> <p>(正確性の確保)</p>
	<p>第六条 独立行政法人等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>(安全確保の措置)</p>
	<p>第七条 独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>
	<p>2 前項の規定は、独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p> <p>(従事者の義務)</p>
	<p>第八条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>一 個人情報の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者</p> <p>(利用及び提供の制限)</p>
2	<p>二 前条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者</p>
	<p>4 独立行政法人等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p>
	<p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置)</p>
	<p>6 記録情報を当該独立行政法人等以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>7 次条第一項、第二十七条第一項又は第三十</p> <p>六条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</p> <p>8 第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨</p> <p>9 その他政令で定める事項</p>
	<p>前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供</p>

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

(開示請求権)

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されていいる法人文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 独立行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に對し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければ

ならない。

一 開示請求者(第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の命、健康、生活又は財産を保護するため、あつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。)

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員、独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な

地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他

の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混亂を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 準備、検査、取締り、試験又は租税の賦

事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

二 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、國、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ率能的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が經營する企業又は独立行政法人等に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

ニ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ率能的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が經營する企業又は独立行政法人等に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、國、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ率能的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が經營する企業又は独立行政法人等に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

あるときは、当該縦覧を前条等とみなして、前項の規定を適用

(訂正請求の手続
第二十八条 訂正請求の手続

第三項の規定により補正を求める場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第二十四条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているとき

第二十六条 開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

二、訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所等に提出してしなければならない。

三、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他該保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の規定にかかるらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般的の閲覧に供しなければならない。

政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による）による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保

保有個人情報の本人の法定代理人であることとを示す書類を提示し、又は提出しなければなら

ない。

3 独立行政法人等は訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以

下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を

（保有個人情報の訂正義務）
定めて、その補正を求めることができる。

第二十九条 独立行政法人等は、訂正請求があつ

た場合において、当該訂正請求に理由があることを認めるとときは、当該訂正請求に係る保有個人情報

報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保

有個人情報の訂正をしなければならない。(訂正請求に対する措置)

第三十条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保

有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により

通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定を

し、訂正請求者に対し、その旨を書面により通

知しなければならない。

第三十一条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」と

という。)は、訂正請求があつた日から三十日以内こなさればならない。たゞ、第二十八条

卷之二

(他の法令による開示の実施との調整)
第二十五条 独立行政法人等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかるわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

された場合において、行政機関個人情報保護法第二十一条第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

三　開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十五条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

第三十条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第三十一条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第二十八条

対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた独立行政法人等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が第三十条第一項の決定(以下「訂正決定」といふ)をした場合は、訂正決定の執行に付する。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

定」という)をしたときは、移送をした独立行政法人等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第三十四条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十七条第一項第二号に掲げるものであるとき、その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第三十一条第一項に規定する訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該行政機関の長と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、訂正請求者に対し、事案を移送されたときは、当該事案により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「独立行政法人等第一項の規定により事案が移送された場合に個人情報保護法第二十八条第三項」とする。

3 第二項の規定により事案が移送された場合には、当該事案により通知しなければならない。ただし、当該事案が移送された場合には、当該事案により通知しなければならない。この場合において、行政機関個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「独立行政法人等第一項の規定により事案が移送された場合に個人情報保護法第二十八条第三項」とする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第三十五条 独立行政法人等は、訂正決定(前条第三項の訂正決定を含む)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に對し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する独立行政法人等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という)により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、第五条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき

当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第九条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

三 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、

本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という)をすることが

できる。

1 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という)をすることが

できる。

2 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

2 前項の規定においては、政令で定めるところにより、利用停止請求をする者は、

に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

第三十八条 独立行政法人等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該独立行政法人等に於ける個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第三十九条 独立行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 第四十二条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てをすることができる。

第四十三条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てをすることができる。

2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第四十四条において同じ)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているとき

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求の期限

第四十条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という)は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合であつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の特例)

第四十一条 独立行政法人等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

を除く。

三 決定で、異議申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

四 決定で、異議申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(詰問をした旨の通知)

第四十三条 前条第二項の規定により詰問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、詰問をした旨を通知しなければならない。

一 異議申立て人及び参加人

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これら者が異議申立て人又は参加人である場合を除く。)

三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が(第三者から異議申立てを棄却する場合等における手続)

第四十四条 第二十三第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第五章 雜則

(保有個人情報の保有に関する特例)

第四十五条 保有個人情報(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第五条に規定す

る不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行わっていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第四節を除く。)の規定の適用については、独立行政法人等に保有されていらないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第四十六条 独立行政法人等は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができよう、当該独立行政法人等が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(苦情処理)

第四十七条 独立行政法人等は、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

別表(第二条関係)

名 称	根 拠 法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十二年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)

全部又は一部を複製し、又は加工したものを持む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの中の職にあつた者

二 第七条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

三 第五十二条 独立行政法人等の役員又は職員がそ

の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、行政機関個人情報保護法の施行の日から施行する。

第五十三条

前三条の規定は、日本国外において

これらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十四条 偽りその他不正の手段により、開示閲して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条

この法律は、行政機関個人情報保護法の施行の

全部又は一部を複製し、又は加工したものを持む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの中の職にあつた者

二 第七条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

三 第五十二条 独立行政法人等の役員又は職員がそ

の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条

この法律は、行政機関個人情報保護法の施行の

全部又は一部を複製し、又は加工したものを持む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの中の職にあつた者

二 第七条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

三 第五十二条 独立行政法人等の役員又は職員がそ

の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条

この法律は、行政機関個人情報保護法の施行の

全部又は一部を複製し、又は加工したものを持む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの中の職にあつた者

二 第七条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

三 第五十二条 独立行政法人等の役員又は職員がそ

第五十七条

この法律は、行政機関個人情報保護法の施行の

日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーター・ボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本道路公团	日本道路公团法(昭和三十一年法律第六号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険機構法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
阪神高速道路公团	阪神高速道路公团法(昭和三十七年法律第四十三号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)
本州四国連絡橋公团	本州四国連絡橋公团法(昭和四十五年法律第八十一号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

理由

独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることから、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出)

情報公開・個人情報保護審査会設置法

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 設置及び組織(第二条～第七条)
第三章 審査会の調査審議の手続(第八条～第十六条)

第四章 雜則(第十七条～第十八条)

附則

第一章 総則

日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成十一年法律第七十三号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーター・ボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本道路公团	日本道路公团法(昭和三十一年法律第六号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険機構法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
阪神高速道路公团	阪神高速道路公团法(昭和三十七年法律第四十三号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)
本州四国連絡橋公团	本州四国連絡橋公团法(昭和四十五年法律第八十一号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

にに関する法律(平成十五年法律第
四十二条第二項) 号 第

(組織)

第三条 審査会は、委員十五人をもつて組織する。
2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち五人以内は、常勤とすることができます。

(委員)

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合

において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。
6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可

がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議体)

第六条 審査会は、その指名する委員三人をもつて構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(事務局)

第七条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

2 第三章 審査会の調査審議の手続

(定義)

第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十八条第二項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等

三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第百四十九号)第十四十二条

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第百四十九号)第十四十二条

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護

をした行政機関の長

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護

に関する法律第四十二条第二項の規定により

審査会に諮問をした独立行政法人等この章において「行政文書等」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る行政文書(同法第二条第一項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。)(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十三条第二項の規定により行政文書とみなされる法人文書(同法第二条第二項に規定する法人文書をいう。次号において同じ。)を含む。)

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る法人文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十二条の二第二項の規定により法人文書とみなされる行政文書を含む。)

一 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政機関の保有する個人情報に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報を(同法第二条第二項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。)(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二条第二項又は第三十四条第二項の規定により行政保有個人情報となざれる法人保有個人情報を(同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。次号において同じ。)を含む。)

二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等に係る行政保有個人情報(行政機関の保有する個人情報に関する法律第二十二条第二項又は第三十四条第二項の規定により行政機関の保有する個人情報に関する法律第二十二条第二項又は

第三十四条第二項の規定により法人保有個人情報をとみなされる行政保有個人情報を含む。)

(審査会の調査権限)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

二 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

三 審査会は、必要があると認めるときは、諮詢対し、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができることができる。

四 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立て人、

参加人又は諸問庁(以下「不服申立て人等」といふ。)に意見書又は資料の提出を請求すること、適当と認める者にその知つている事実を陳述させ又は鑑定を求めることがその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第十条 審査会は、不服申立て人等から申立てがあつたときは、当該不服申立て人等に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

二 前項本文の場合においては、不服申立て人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第十一條 不服申立て人は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第十二条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第九条第一項の規定により提示された行政文書等又は保有個人情報を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第十条第一項本文の規定による不服申立て人の意見の陳述を聽かせることができる。

第十三条 不服申立て人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

第十四条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

第五十五条 この法律の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六百六十号)による不服申立てをすることができる。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 会計検査院関係(第二条)

第三章 内閣府関係(第三条・第四条)

第四章 総務省関係(第五条・第十条)

第五章 法務省関係(第十三条・第十七条)

第六章 文部科学省関係(第十八条)

第七章 厚生労働省関係(第十九条・第二十二条)

第八章 農林水産省関係(第二十三条・第二十四条)

第九章 経済産業省関係(第二十五条・第三十一条)

第十章 国土交通省関係(第三十二条・第三十一条)

六条

第四章 雜則

(政令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、審査会に関する必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

(趣旨)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第号)及び情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成

護に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第四条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

理由

内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会を置くとともに、その調査審議の手続等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

<p>十五年法律第 <u>号</u> の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。</p> <p>第二章 会計検査院関係</p> <p>(会計検査院法の一部改正)</p> <p>第二条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「会計検査院情報公開審査会」を「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」に改める。</p> <p>検査院情報公開・個人情報保護審査会に改める。</p>	<p>第五節 会計検査院情報公開審査会を「第五節 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」に改める。</p> <p>会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を「会計検査院情報公開審査会」に改める。</p> <p>第六条第一項中「第一項中「第十八条」の下に「及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第 <u>号</u>)第四十二条」を加え、「会計検査院情報公開審査会」を会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改め、同条第二項中「会計検査院情報公開審査会」を「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」に改める。</p> <p>第十九条の二第一項中「前二項に定めるもののほか」を削り、同項を同条とする。</p>
---	--

<p>第四条第三項第五十三号中「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第 <u>号</u>)第二十二条第二十一条第一項」に改める。</p> <p>第四十二条第二十二条第一項を「情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第 <u>号</u>)第二条」に改める。</p> <p>第三十七条第三項の表中「情報公開審査会の項目」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。</p> <p>第五節 情報公開・個人情報保護審査会設置法</p> <p>第六条第一項中「又は試験」を「試験又は報保護審査会」に改め、「試験又は報保護審査会設置法(平成十五年法律第 <u>号</u>)第二条」に改める。</p> <p>第六条第一項中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改め、「別表第一官職名の欄中「情報公開審査会」」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改め、「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。</p> <p>(統計報告調整法の一部改正)</p> <p>第七条 統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条の二の次に次の二条を加える。</p> <p>(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外)</p> <p>第十二条の三 第四条第一項の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限り)の微集によって得られた個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第 <u>号</u>)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第 <u>号</u>第二条第二項に規定する個人情報をいう。)については、これらの法律の規定は、適用しない。</p> <p>第十四条中「統計法第十八条の二」を「統計法第十八条の三」に改める。</p> <p>(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)</p> <p>第八条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二十二条第二項の案内所</p> <p>二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二十二条第二項の案内所</p> <p>三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第 <u>号</u>第四十条)第二十三条第二項の案内所</p> <p>四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第 <u>号</u>第四十条)第二十三条第二項の案内所</p> <p>第五節 情報公開審査会(第二十一節)</p> <p>第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>第一条第十三号の五の二中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条第十七号の二中「会計検査院情報公開審査会」を「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条第十九号の七中「情報公開審査会」を「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」に改め、「別表第一官職名の欄中「情報公開審査会」」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改め、「第三節において「審査会」と総称する。」を削る。</p> <p>第三章第二節及び第三節を削る。</p> <p>第三章第四節中第三十六条の見出しを削り、同条を第二十一条とし、同節を同章第二節とする。</p> <p>第四十三条を削る。</p> <p>第四章中第三十七条を第二十二条とし、第三十八条から第四十二条までを十五条ずつ繰り上げる。</p> <p>第三章第四節中第三十六条の見出しを削り、同条を第二十一条とし、同節を同章第二節とする。</p> <p>第四章中第三十七条を第二十二条とし、第三十八条から第四十二条までを十五条ずつ繰り上げる。</p> <p>第三章第四節中第三十六条の見出しを削り、同条を第二十一条とし、同節を同章第二節とする。</p> <p>第五节 総務省設置法(一部改正)</p> <p>第九条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一条)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十五条第二項中「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二条)第三十八条第二項及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二十四条第二項」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二条)第二十三号第二項の案内所</p> <p>二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二十二条第二項の案内所</p> <p>三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第 <u>号</u>第四十条)第二十三条第二項の案内所</p> <p>四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第 <u>号</u>第四十条)第二十三条第二項の案内所</p> <p>第五节 試験の管轄の特例等(第二十一条第一項)に改める。</p> <p>第五条第六号「又は試験」を「試験又は報保護審査会」に改め、「試験又は報保護審査会設置法(平成十五年法律第 <u>号</u>)第二条」に改める。</p>
---	--

<p>第六节 第二節 情報公開審査会の調査審議の手続等(第三節)</p> <p>第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>第六节 第二節 情報公開審査会の調査審議の手続等(第三節)</p> <p>第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。</p>
--	--

<p>第六节 第二節 情報公開審査会の調査審議の手続等(第三節)</p> <p>第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>第六节 第二節 情報公開審査会の調査審議の手続等(第三節)</p> <p>第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。</p>
--	--

関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号ハ中「又は試験」を「試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改める。

第十八条の見出し及び同条第二項中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第五章 法務省関係

(不動産登記法の一部改正)

第十一條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百五十二条ノ九・第一百五十二条ノ十」を「第一百五十二条ノ九・第一百五十二条ノ十一」に改める。

第四章ノ三中「第一百五十二条ノ十」の次に次の二条を加える。

第一百五十二条ノ十一 登記簿(閉鎖登記簿ヲ含ム)及ビ其附屬書類並ニ地図、建物所在図及び地図二準ズル(図面ニ記録セラレタル)保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二号)第二条第三項スル保有個人情報ヲ謂フ)二付テハ同法第四章ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十二条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

「戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項」に改める。

第一百七条の六中「第四十八条第二項本文」を「戸籍法の一部改正」の一部を次のように改正する。

「戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項」に改める。

第一百七条の七を「第一百七条の八」とし、第一百七条の六の次に次の二条を加える。

第一百七条の七 戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二号)第二条第三項)に規定する。保有個人情報をいう。」については、同法第四章の規定は、適用しない。

(刑事訴訟法の一部改正)

第十三條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の二に次の二項を加える。

(商業登記法の一部改正)

第十四条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「及び第一百四十二条の二」を「第一百四十二条の二及び第一百四十二条の三」に改める。

第一百四十二条の三を「第一百四十二条の四」とし、第一百四十二条の二の次に次の二条を加える。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第一百四十二条の三 登記簿及びその附屬書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二号)第二条第三項スル保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第一百四十二条の三に次の一を加える。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)

第一百四十二条の三「登記簿及びその附屬書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二号)第二条第三項スル保有個人情報をいう。)」に改める。

第一百四十二条の三「登記簿及びその附屬書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報をいう。)」については、同法第四章の規定は、適用しない。

第一百四十二条の三「登記簿及びその附屬書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報をいう。)」については、同法第四章の規定は、適用しない。

第一百四十二条の三「登記簿及びその附屬書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報をいう。)」については、同法第四章の規定は、適用しない。

第一百四十二条の三「登記簿及びその附屬書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報をいう。)」については、同法第四章の規定は、適用しない。

第一百四十二条の三「登記簿及びその附屬書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報をいう。)」については、同法第四章の規定は、適用しない。

第一百四十二条の三「登記簿及びその附屬書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報をいう。)」については、同法第四章の規定は、適用しない。

第一百四十二条の三「登記簿及びその附屬書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報をいう。)」については、同法第四章の規定は、適用しない。

第一百四十二条の三「登記簿及びその附屬書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報をいう。)」については、同法第四章の規定は、適用しない。

いては、同法第四章の規定は、適用しない。(債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第十六条 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の二条を加える。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第十三条の二 債権譲渡登記ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二号)第二条第三項スル保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(商業登記法の一部改正)

第十四条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「及び第一百四十二条の二」を「第一百四十二条の二及び第一百四十二条の三」に改める。

第一百四十二条の三を「第一百四十二条の四」とし、第一百四十二条の二の次に次の二条を加える。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第十七条 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第二百五十二条号)の一部を次のように改正する。

第十六条を「第十七条」とし、第十五条を「第十六条」とし、第十四条を「第十五条」とし、第十三条の二とし、第十四条を「第十五条」とし、第十三条规定は、適用しない。

第十七条 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第二百五十二条号)の一部を次のように改正する。

第十六条を「第十七条」とし、第十五条を「第十六条」とし、第十四条を「第十五条」とし、第十三条规定は、適用しない。

律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第八十八条第二項及び第百四条中「及び第七項」を「第七項及び第八項」に改める。

(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第十九条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第四項中「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(平成十七号)」を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十七号)」に改める。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第十三条の二 債権譲渡登記ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(商業登記法の一部改正)

第十四条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「及び第一百四十二条の二」を「第一百四十二条の二及び第一百四十二条の三」に改める。

第一百四十二条の三を「第一百四十二条の四」とし、第一百四十二条の二の次に次の二条を加える。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第十七条 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第二百五十二条号)の一部を次のように改正する。

第十六条を「第十七条」とし、第十五条を「第十六条」とし、第十四条を「第十五条」とし、第十三条规定は、適用しない。

(著作権法の一部改正)

第十八条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十八条中「第八項を第九項とし、第七項の二」に改める。

2 登記ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

8 著作権登録原簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の

	一部改正
第二十一条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。	第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。
第九条第二項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百六十五号)」を「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百六十五号)」に改める。	第九条第二項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百六十五号)」を「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百六十五号)」に改める。
(独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改正)	(独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改正)
第二十二条 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。	第二十二条 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百六十五号)」を「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百六十五号)」に改める。	第九条第二項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百六十五号)」を「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百六十五号)」に改める。
第八章 農林水産省関係	第八章 農林水産省関係
(漁業法の一部改正)	(漁業法の一部改正)
第二十三条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。	第二十三条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
第五十条第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。	第五十条第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 免許漁業原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百二十二条)第二条)に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。	4 免許漁業原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百二十二条)第二条)に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。
第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。	第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。
(種苗法の一部改正)	(種苗法の一部改正)
第二十四条 種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。	第二十四条 種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第四十六条第二項中「資料」の下に「(次項において「品種登録簿等」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。	第四十六条第二項中「資料」の下に「(次項において「品種登録簿等」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。
3 品種登録簿等に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百二十二条)第二条)に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。	3 品種登録簿等に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百二十二条)第二条)に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。
第九章 経済産業省関係	第九章 経済産業省関係
(鉱業法の一部改正)	(鉱業法の一部改正)
第二十五条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。	第二十五条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。
第五十九条に次の二項を加える。	第五十九条に次の二項を加える。
6 鉱業原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百八十九号)第二条第二項)に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。	6 鉱業原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百八十九号)第二条第二項)に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。
第十二章 國土交通省関係	第十二章 國土交通省関係
(特許法の一部改正)	(特許法の一部改正)
第二十六条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。	第二十六条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。
4 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百二十二条)第二条)に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。	4 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百二十二条)第二条)に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。
第三十二条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。	第三十二条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。
6 特定鉱業原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百二十二条)第二条)に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。	6 特定鉱業原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百二十二条)第二条)に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。
第十三章 鉄道抵当法	第十三章 鉄道抵当法
(意匠法の一部改正)	(意匠法の一部改正)
第二十七条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。	第二十七条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。
4 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。	4 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。
第三十条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。	第三十条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
4 回路配装置原簿又は第三条第二項の申請書若第六十三条に次の二項を加える。	4 回路配装置原簿又は第三条第二項の申請書若第六十三条に次の二項を加える。
3 回路配装置原簿又は第三条第二項の申請書若第三十四条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。	3 回路配装置原簿又は第三条第二項の申請書若第三十四条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
4 自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百二十二条)第二条第三項)に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。	4 自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百二十二条)第二条第三項)に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。
第五章 関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。	第五章 関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
6 ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百二十二条)第二条第三項)に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。	6 ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百二十二条)第二条第三項)に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。
第七章 工業所有権に関する手続等の特例に規定する法律(一部改正)	第七章 工業所有権に関する手続等の特例に規定する法律(一部改正)
第三十一条 工業所有権に関する手續等の特例に規定する法律(一部改正)	第三十一条 工業所有権に関する手續等の特例に規定する法律(一部改正)

(特定多目的ダム法の一項改正)
第三十五条 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 ダム使用権登録簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第十五号)第四条第一項)又は同法第三項に規定する保有個人情報をいう)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(小型船舶の登録等に関する法律の一項改正)
第三十六条 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

4 原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二百二号)第二条第三項に規定する保有個人情報をいう)については、同法第四章の規定は、適用しない。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。
(情報公開審査会の廃止及び情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に第八条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下この条において「旧行政機関情報公開法」という。)第二十三条第一項又は第二十五条法律第一号)第四条第一項又は第二号)第四条第一項又は第二

項の規定により任命された情報公開審査会の委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日において、その任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる

者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、同日における旧行政機関情報公開法第二十三条第一項又は第二項の規定により任命された情報公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧行政機関情報公開法第二十四条第一項の規定により定められた情報公開審査会の委員である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、情報公開・個人情報保護審査会設置法第五条第一項の規定により会長として定められ、又は同条第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

3 この法律の施行前に情報公開審査会にされた諸問でこの法律の施行の際当該諸問に対する答申がされていないものは情報公開・個人情報保護審査会にされた諸問とみなし、当該諸問について情報公開審査会がした調査審議の手続は情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出)

置法の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(定義)

第二条

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる)となるものを含む。」をいう。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 国及び地方公共団体の責務等(第四条―第六条)

第三章 個人情報の保護に関する施策等(第七条)

第四章 個人情報の保護に関する基本方針(第八条)

第五章 國の施策(第九条―第十条)

第六章 地方公共団体の施策(第十一条―第十三条)

第七章 国及び地方公共団体の協力(第十四条)

第八章 個人情報取扱事業者の義務(第十五条)

第九章 個人情報取扱事業者の義務(第十六条)

第十章 個人情報取扱事業者の義務(第十七条)

第十一章 民間団体による個人情報の保護の推進(第三十八条)

第十二章 個人情報保護委員会(第五十条―第六十四条)

第十三章 罰則(第六十五条―第六十六条)

第十四章 総則(第六十七条―第七十一条)

第十五章 総則(第六十五条―第六十六条)

第十六章 罰則(第六十七条―第七十一条)

第十七章 総則(第六十五条―第六十六条)

第十八章 罰則(第六十七条―第七十一条)

第十九章 総則(第六十五条―第六十六条)

第二十章 罰則(第六十七条―第七十一条)

第二十一章 総則(第六十五条―第六十六条)

第二十二章 罰則(第六十七条―第七十一条)

第二十三章 総則(第六十五条―第六十六条)

第二十四章 罰則(第六十七条―第七十一条)

第二十五章 総則(第六十五条―第六十六条)

第二十六章 罰則(第六十七条―第七十一条)

第二十七章 総則(第六十五条―第六十六条)

第二十八章 罰則(第六十七条―第七十一条)

2

この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるものである。

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

4 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報を保護に関する法律(平成十五年法律第二号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)

4 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

5 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

6 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提

供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
(基本理念)
第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにからんがみ、その適正な取扱いが図られなければならぬ。
2 思想及び信条、心身の状況、経歴等に関する個人情報であつて、一般に公表されることを欲しないとされるもの及び差別の原因となるおそれのある個人情報は、特に慎重な取扱いが図らなければならない。
(国の責務)
第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)
第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのどり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
(法制上の措置等)
第六条 政府は、国の行政機関について、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。
2 政府は、独立行政法人等について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表
3 適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。
4 内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聽いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
6 政府は、前二項に定めるもののほか、個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
3 政府は、前二項に定めるもののほか、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報をについて、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
3 第三章 個人情報の保護に関する施策等
第一節 個人情報の保護に関する基本方針
第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」といふ)を定めなければならない。
2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
五 個人情報取扱事業者及び第四十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
六 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
七 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要な事項
第十二条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(苦情の処理のあつせん等)
第十三条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
5 しなければならない。
5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
6 第二節 国の施策
(地方公共団体等への支援)
第八条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るために指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。
3 第四章 個人情報取扱事業者の義務等
第一節 個人情報取扱事業者の義務
第九条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。
(苦情処理のための措置)
第十条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。
(保有する個人情報の保護)
第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。
(区域内的事業者等への支援)
第十二条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3 第三節 地方公共団体の施策
第十一条 地方公共団体は、個人情報取扱事業者の生命又は身体の保護のために必要な措置を講ずるものとする。
二 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
一 法令に基づく場合
二 医療に関する事項
三 福祉に係る給付に関する事項
四 犯罪の経歴に関する事項
五 人種、民族、社会的身分、門地並びに出生地及び本籍地
6 めなければならない。
6 第四節 国及び地方公共団体の協力
第十四条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。
第一節 個人情報取扱事業者の義務
第十五条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、次に掲げる事項を含む個人情報(公知であるものを除く。)を取り扱つてはならない。
一 思想及び信条に関する事項
二 医療に関する事項
三 福祉に係る給付に関する事項
四 犯罪の経歴に関する事項
五 人種、民族、社会的身分、門地並びに出生地及び本籍地
6 第四節 国及び地方公共団体の協力
第十四条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。
第一節 個人情報取扱事業者の義務
第十五条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、次に掲げる事項を含む個人情報(公知であるものを除く。)を取り扱つてはならない。
一 法令に基づく場合
二 人の生命又は身体の保護のために必要な措置を講ずるものとする。
三 法令上の義務の履行のために必要な場合その他これに準ずる正当な理由がある場合
四 本人の同意を得ることが困難であるとき。
5 第四節 国及び地方公共団体の協力
第十四条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。
第一節 個人情報取扱事業者の義務
第十六条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。
2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。
2 第四節 国及び地方公共団体の協力
第十四条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。
第一節 個人情報取扱事業者の義務
第十五条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個

九条第五項第一号から第二号までに該当する場合を除く。)

三、次項、次条第一項、第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続(第三十一条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四、前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの。

二、個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的的通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一、前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

二、第十九条第五項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 前二項の通知は、書面又は電磁的方法により行わなければならない。ただし、本人の同意があるときは、この限りでない。

(開示)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが存在しないときには、その旨を知らせるることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、本人の同意で開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一、第三十条第三項の規定により未成年者若し

くは成年被後見人の法定代理人人が本人に代わって開示等の求めを行う場合における当該個人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二、当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に特に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三、他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に

その旨を通知しなければならない。ただし、本人に対し、書面又は電磁的方法により、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により通知することができる。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によつて当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合に、その内容の訂正等に関する他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十四条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によつて、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。

(開示等の求めに応じる手続)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十五条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、理由を示す

ことが困難な事情があるときを除き、本人に対し、書面又は電磁的方法により、その理由を説明しなければならない。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により説明することができる。

意があるときは、これ以外の方法により通知することができる。

(利用停止等)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十五条若しくは第十七条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十八条の規定に違反して取得されたものであるという理由によつて、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求める場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により説明することができる。

第三十九条 個人情報取扱事業者は、第二十五条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、理由を示すことが困難な事情があるときを除き、本人に対し、書面又は電磁的方法により、その理由を説明しなければならない。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により説明することができる。

又は電磁的方法により、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により通知することができる。

(理由の説明)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十五条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、理由を示すことが困難な事情があるときを除き、本人に対し、書面又は電磁的方法により、その理由を説明しなければならない。ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により説明することができる。

第三十一条 個人情報取扱事業者は、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該手法に従つて開示等の求めを行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに応じ、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特性に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によつてすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たつては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

一、第三十条第三項の規定により未成年者若し

を通知しなければならない。ただし、本人の同

の旨(訂正等を行つたときは、その内容を含む。)

一、第三十条第三項の規定により未成年者若し

を通知しなければならない。ただし、本人の同

の旨(訂正等を行つたときは、その内容を含む。)

ら対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第四十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿つた指針(以下「個人情報保護指針」という。)を作成し、公表するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に對し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

(目的外利用の禁止)

第四十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四十六条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護委員会という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(報告の徴収)

第四十七条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に關し報告をさせる

ことができる。

(命令)

第四十八条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第四十九条 個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十一条各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第四十五条の規定に違反したとき。

四 前条の命令に従わないとき。

五 不正の手段により第三十八条第一項の認定を受けたとき。

六 個人情報保護委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(第五章 個人情報保護委員会

(設置)

第五十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を任務とする個人情報保護委員会を設置する。

(所掌事務)

第五十一条 個人情報保護委員会は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 個人情報取扱事業者に対する個人情報の適正な取扱いのための必要な監督に関すること。

二 委員長及び委員は、再任されることができる。

三 委員長又は委員の任期が満了したときは、当該委員長又は委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第五十六条 委員長及び委員は、次の各号のいず

定個人情報保護団体に対する認定業務に係る必要な監督に關すること。

三 前二号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき個人情報保護委員会に属させられた事務

づく命令を含む。)により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

三 第五十四条第三項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかつたとき。

(組織)

第五十三条 個人情報保護委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2 委員長は、個人情報保護委員会の会務を総理し、個人情報保護委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第五十四条 委員長及び委員は、個人情報の保護に関する優れた識見を有する者の中から、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかるらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。

(任期)

第五十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長又は委員の任期が満了したときは、当該委員長又は委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第五十九条 個人情報保護委員会の会議は、委員長が招集する。

2 個人情報保護委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 個人情報保護委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 個人情報保護委員会が第五十六条第二号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一一致がなければならぬ。

れかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 個人情報保護委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

三 第五十四条第三項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかつたとき。

(罷免)

第五十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の服務等)

第五十八条 委員長及び委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、営利事業を営み、その金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第五十九条 個人情報保護委員会の会議は、委員長が招集する。

2 個人情報保護委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 個人情報保護委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 個人情報保護委員会が第五十六条第二号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一一致がなければならぬ。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第五十三条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(事務局)

第六十条 個人情報保護委員会の事務を処理させるため、個人情報保護委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

(規則の制定)

第六十一条 個人情報保護委員会は、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を定めることができる。(地方法務所)

第六十二条 個人情報保護委員会の事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

(国会に対する報告等)

第六十三条 個人情報保護委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し、所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。(内閣総理大臣等又は国会に対する意見の提出)

第六十四条 個人情報保護委員会は、内閣総理大臣若しくは関係行政機関の長に対し、又は内閣総理大臣を経由して国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができる。

(第六章 雜則)

(適用除外)

第六十五条 個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う場合において、その目的の全部又は一部が次の各号に掲げる目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

- 一 報道の用に供する目的
- 二 著述の用に供する目的
- 三 前二号に掲げるもののほか、不特定かつ多くの者に対して、情報を発表し、又は伝達する活動(個人情報を記録した名簿、個人の住宅

の所在を明らかにする地図その他これらに類する個人情報データベース等であつて政令で定めるものを発表し、又は伝達する活動を除く。)の用に供する目的

四 学術研究の用に供する目的

五 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

六 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

(政令又は個人情報保護委員会規則への委任)第六十六条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令又は個人情報保護委員会規則で定める。

(第七章 罰則)

第六十七条 第五十八条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十八条 第三十五条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十九条 第三十三条又は第四十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がない場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(本人の同意に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定による同項各号に掲げる事項を含む個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があつたものとみなす。

第四条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十六条第一項の規定により定される利用目的以外の目的で個人情報を取り

二 第四十六条の規定に違反した者
附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第七章まで(第五十四条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)を除く。)の規定並びに次条から附則第十五条までの規定並びに附則第十六条中内閣府設置法第四条第三項第五十九号から第六十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五十八号の次に一号を加える改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十六条第二項の改正規定及び同法第六十四条の表の改正規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の日以後最初に任命された個人情報保護委員会の委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、第五十四条第二項及び第三項並びに第五十六条第三号の規定を準用する。

2 この法律の施行の日以後最初に任命される個人情報保護委員会の委員の任期は、第五十五条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

(本人の同意に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十六条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

(検討)

第九条 政府は、附則第一条ただし書に掲げる規定の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国会法の一部改正)

第十条 国会法昭和二十二年法律第七十九号の一部を次のよう改正する。

「第六十九条第二項中「内閣法制局長官」の下に

「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十一條 特別職の職員の給与に関する法律(昭

扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十七条第一項又は第二項の同意があつたものとみなす。

第五条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十四条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があつたものとみなす。

第六条 第二十四条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されなければならぬ事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第七条 第三十四条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されなければならぬときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十六条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

(検討)

第九条 政府は、附則第一条ただし書に掲げる規定の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国会法の一部改正)

第十条 国会法昭和二十二年法律第七十九号の一部を次のよう改正する。

「第六十九条第二項中「内閣法制局長官」の下に

「個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十一條 特別職の職員の給与に関する法律(昭

和二十四年法律第二百五十二号の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号の三の一を第十三号の三の三とし、第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三条の三の二 個人情報保護委員会の委員長及び委員

別表第一官職名の欄中「公害等調整委員会委員長」を「公害等調整委員会委員長」に、「中央

個人情報保護委員会委員長」に、「中央

労働委員会の常勤の公益を代表する委員」を「中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員」に改める。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第十二条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二中「国家公安委員会規則」の下に「個人情報保護委員会規則」を加える。

(行政機関が行う政策の評価に関する法律の一一部改正)

第十三条 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国家公安委員会」の下に「個人情報保護委員会」を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一一部改正)

第十四条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「国家公安委員会規則」を、「国家公安委員会」の下に「個人情報保護委員会」を加える。

(構造改革特別区域法の一一部改正)

第十五条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「国家公安委員会規則」の下に「個人情報保護委員会規則」を、「国家公安委員

会」の下に「個人情報保護委員会」を加える。

(内閣府設置法の一一部改正)

第十六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第六十一号を第六十二号とし、第六十号を第六十一号とし、第五十九号を第六十号とし、第五十八号の次に次の一号を加える。

五十九 個人情報の保護に関する法律第五十条に規定する事務

第四条第三項中第五十四号を削り、第五十三号を第五十四号とし、第三十九号から第五十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九 個人情報の保護に関する基本方針

(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第十一号)に規定する事務)

法律第十一号とし、第七条第一項に規定するもの(「個人情報の保護に関する法律」の作成及び推進に関すること)

第十一條中「第三項第六十号」を「第三項第六十一号」に改める。

第十六条第二項中「大臣府等」の下に「個人情報保護委員会」を加える。

第十一條中「第三項第六十号」を「第三項第六十一号」に改める。

第十六条第二項中「大臣府等」の下に「個人

情報保護委員会」を加える。

第三十八条第一項第一号中「並びに市民活動の促進」を「市民活動の促進並びに個人情報の適正な取扱いの確保」に改め、同項第三号中「(昭和四十八年法律第二百二十一号)」の下に「及び個人情報の保護に関する法律」を加える。

第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

個人情報保護委員会 個人情報の保護に関する法律

理由

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、表現の自由を尊重しつつ、個人情報の適正な取扱いに關し、基本理念及び政府による基本方針の作成その

他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定め、及び個人情報保護委員会を設置することにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与することその他の個人の権利利益を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利につき定めるほか、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定める

ことにより、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与することその他の個人の権利利益を保護することを目的とする。

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち

第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を

識別することができるものと/orを含む。)

適用しない。

3

この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職務上作成し、又は取得した個人情報をであつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

4

この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的一を達成するために氏名、生年月日、その他記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体的に構成したもの

三 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第二章 行政機関における個人情報の取扱い

(特に慎重な取扱いを要する個人情報)

第三条 行政機関の長は、あらかじめ本人の同意を得ないで、次に掲げる事項を含む個人情報を(公知であるものを除く。)を取り扱つてはならない。

一 思想及び信条に関する事項
二 医療に関する事項
三 福祉に係る給付に関する事項
四 犯罪の経歴に関する事項
五 人種、民族、社会的身分、門地並びに出生地及び本籍地

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、(利用目的の明示)

第五条 行政機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録(第二十五条及び第五十五条において「電磁的記録」といふ。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて政令で定めるものをいう。)により明示しなければならない。

第六条 行政機関は、本人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合に限り、個人情報を取扱つたときは、情報公開・個人情報保護審査会にその旨を報告しなければならない。

第七条 行政機関は、個人情報を取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事している者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的を本人に明示することにより、個人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

第九条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事している者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第十条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

11 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事している者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

12 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事している者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(正確性の確保)

第十三条 行政機関は、個人情報を取得しようとするときは、適法かつ適正な方法によりこれを行わなければならない。

(適正な取得)

第十四条 行政機関は、前項の規定により特定された利用目的以下「利用目的」という。の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(利用目的の変更)

第十五条 行政機関は、個人情報を取得しようとするときは、適法かつ適正な方法によりこれを行わなければならない。

(正確性の確保)

第十六条 行政機関は、個人情報を取得しようとするときは、適法かつ適正な方法によりこれを行わなければならない。

(正確性の確保)

第十七条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第十八条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な次に掲げる措置その他の措置を講じなければならない。

1 保有個人情報の取扱いに関する事務の実施状況についての定期的な監査の実施

の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することができなければ当該事務又は業務の円滑な遂行に著しい支障が生じるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供すると、本人以外の者に提供することとが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

五 行政機関の長は、前項第二号から第四号までの規定に基づき、保有個人情報を自ら利用し、又は提供しようとするときは、情報公開・情報保護審査会の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急を要する場合で、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。

六 行政機関の長は、前項ただし書の規定に基づき、保有個人情報を自ら利用し、又は提供したときは、情報公開・個人情報保護審査会にその旨を報告しなければならない。

七 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

八 行政機関の長は、利用目的が異なる二以上の

第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルを

電子計算機を用いて照合し、又は結合することに配慮しなければならない。

第九条 行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるとき

(要求)

は、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若

しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又

は、その漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第三章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第十二条 行政機関会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に對し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(稱)

三 個人情報ファイルの利用目的
四 個人情報ファイルを利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供する場合には、当該利用目的以外の目的

五 個人情報ファイルに記録される項目(以下この章において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲

六 個人情報ファイルに記録される個人情報(次号において「記録情報」という。)の収集方法

七 記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

八 次条第六項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第六号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととする旨

九 第十四条第一項、第二十八条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

十 第二十八条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十一 その他政令で定める事項

十二 第二十八条第一項及び第四項の規定にかかる第一項及び第二項の規定にかかるわら

三 第二項及び第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十四 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十五 第二項及び第三項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十六 第二項及び第三項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十七 第二項及び第三項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十八 第二項及び第三項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十九 第二項及び第三項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

二十 第二項及び第三項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

二十一 第二項及び第三項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

二十二 第二項及び第三項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

二十三 第二項及び第三項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

二十四 第二項及び第三項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

三 行政機関の長は、個人情報ファイル簿を作成した後、新たに個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、当該個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しなければならない。

四 行政機関の長は、個人情報ファイル簿に記載された事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

五 第二項及び第三項の規定は、前条第二項各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

六 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

七 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

八 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

九 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十一 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十二 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十三 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十四 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十五 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十六 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十七 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十八 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

十九 第二項、第三項及び第四項の規定にかかる事項を変更したときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

いる行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項。

前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第十六条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 第十四条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合において当該本人の生

命・健康・生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者(第十四条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第二項並びに二十四条第一項において同じ。以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名・生年月日その他記述等により開示請求者以外の特定の人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定

の個人を識別することができる事となるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予想されている情報

ロ 人の生命・健康・生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ないこととされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

こと、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれること又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被ることが明らかである情

報

四 開示することにより、国の安全が害されることがあるため、開示することにより、その企業経営上の正当な利益を害することができるもの

ロ 人の生命・健康・生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかである情報

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかなことにより、國の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれること、不当に国民の間に混乱を生じさせること又は特定の者に不當に利益を与える若しくは不利益を及ぼすことなどが明らかであるもの

六 國の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれること、不当に国民の間に混乱を生じさせること又は特定の者に不當に利益を与える若しくは不利益を及ぼすことなどが明らかであるもの

七 國の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、次に掲げるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、開示することにより、正確な事実の把握を困難にすること又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること

ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、開示することにより、國、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不适当に害することが明らかであるもの

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名・生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことは、開示請求者に対して除くことができるときは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(部分開示)

第十七条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対して除くことができるときは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名・生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報開示請求者以外の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名・生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

4 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報開示請求者以外の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名・生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

5 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報開示請求者以外の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名・生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

6 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報開示請求者以外の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名・生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

7 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報開示請求者以外の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名・生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

8 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報開示請求者以外の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名・生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

9 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報開示請求者以外の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名・生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

10 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報開示請求者以外の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名・生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

11 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報開示請求者以外の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名・生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

12 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報開示請求者以外の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名・生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

13 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報開示請求者以外の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名・生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

14 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報開示請求者以外の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名・生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分を除くことは、開示請求者に当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

本 国若しくは地方公共団体が經營する企業又は独立行政法人等に係る事業に關し、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすことが明らかであるもの

又は独立行政法人等に係る事業に關し、開示することにより、その企業経営上の正当な利益を害することができるもの

又は独立行政法人等に係る事業に關し、開示することにより、当該事業又は事業の性質を明確化することができ、又は開示することにより、当該事業又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが明らかであるもの

又は独立行政法人等に係る事業に關し、開示することにより、当該事業又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが明らかであるもの

とにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすことが明らかであるもの

を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第二十条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第五条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第二十一条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第十五条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内(前項の規定により開示決定等の期限が通知された場合にあつては当該期限まで)に開示決定等がなされないときは、前条第二項の決定があつたもののみなすことができる。(事案の移送)

第二十二条 行政機関の長は、開示請求に係る保

有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由がある

ときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行

政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならぬ。この場合において、移送を受けた行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第二十条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送を受けた行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(独立行政法人等への事案の移送)

第二十三条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他独立行政法人等において開示の実施をするに當たつて、当該情報に係る第三者に對し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいづれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に對し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えないなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとするとき。

二 第三者に関する情報が第十六条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当するとき。

3 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、開示請求を受けた独立行政法

独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第二十条第一項中「第十四条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第十五条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、開示は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十四条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに當たつて、当該情報に係る第三者に對し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 第二十五条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 第二十六条 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

2 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けれる者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第二十条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第二十六条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一

に關する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときに少なくとも二週間を置かなければならぬ。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第四十一条及び第四十二条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第二十八条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 第二十九条 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

2 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けれる者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第二十条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第二十六条 行政機関の長は、前条第一項本文に規定する方法と同一

の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が総覽であるときは、当該総覽を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第三十七条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

第二節 訂正

(訂正請求権)

第二十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除)を含む。(以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

1 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
2 第二十三条第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第二十一項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報であつて、第二十六条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの未未成年者又は成年被後見人の法定代理人人は、

本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができ(以下「訂正請求」という。)。2 前項各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第二十九条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他の当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)
第三十条 行政機関の長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めることは、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)
第三十一条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 通知しなければならない。

3 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 通知しなければならない。

3 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第三十二条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第二十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 訂正請求者は、第一項に規定する期間内(前項の規定により訂正決定等の期限が通知された場合にあっては、当該期限まで)に訂正決定等がされないときは、前条第二項の決定があつたものとみなすことができる。

(事案の移送)

第三十三条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十二条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に對し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案について、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた独立行政法人等に對する独立行政法人等個人情報保護法第二十七条第二項に規定する訂正請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第二十九条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が独立行政法人等個人情報保護法第三十二条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長が第三十一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときのとみなし。

2 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長が第三十一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときのとみなし。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長が第三十一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときのとみなし。

の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(独立行政法人等への事案の移送)

第三十四条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十八条第一項第二号に掲げるものであるとき、その他独立行政法人等にて独立行政法人等への事案の移送

一項に規定する訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、

当該理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送をした行政機関の長は、訂正請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案について、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた独立行政法人等に對する独立行政法人等個人情報保護法第二十七条第二項に規定する訂正請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第二十九条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が独立行政法人等個人情報保護法第三十二条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長が第三十一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときのとみなし。

2 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長が第三十一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときのとみなし。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長が第三十一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときのとみなし。

(保有個人情報の提供先への通知)

第三十五条 行政機関の長は、訂正決定前条第三項の訂正決定を含む。に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に對し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 第三条第一項から第三項までの規定に違反して取扱いがされているとき、第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第十条第一項から第三項までの規定に違反して利用されているとき、当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第三条第一項から第三項まで又は第十条第一項から第三項までの規定に違反して提供されているとき、当該保有個人情報の提供の停止未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。
(利用停止請求の手続)
第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第三十八条 行政機関の長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない。ただし、当該保有個人情報の利用目的によることにより、当該保有個人情報の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第三十九条 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第四十条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 利用停止請求者は、第一項に規定する期間内(前項の規定により利用停止決定等の期限が通知された場合にあつては当該期限まで)に利用停止決定等がなされないとときは、前条第二項の決定があつたものとみなすことができる。

(審査会への諮問)

第四十一条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二号に同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときはを除く。

三 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第五条第二項の規定の特例を設けることができる。

(第五節 訴訟の管轄の特例等)

第四十四条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟(次項において「個人情報開示訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」とい

するとき)。

(諮問をした旨の通知)

第四十二条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立て及び参加人

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立て又は参加人である場合を除く。)

三 当該不服申立てに係る開示決定等についての反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第四十三条 第二十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定をすべき

二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

三 該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第五条第二項の規定の特例を設けることができる。

(第五節 訴訟の管轄の特例等)

第四十四条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟(次項において「個人情報開示訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」とい

第二節 訂正(第二十七条第三十四条)	第三節 利用停止(第三十五条第三十九条)	第四節 異議申立て(第四十条第四十二条)	第五節 訴訟の管轄の特例等(第四十三条)
第六章 雜則(第四十四条第五十四条)	附則 第一章 総則 (目的)	附則 第二章 計算機等による個人情報の取扱い (目的)	附則 第三章 個人情報の取扱いの基準 (目的)
第一条 この法律は、独立行政法人等において個人情報の利用が著しく拡大していることから、保有個人情報の開示、請求する権利につき定めるほか、独立行政法	第一条 この法律は、独立行政法人等において個人情報の利用が著しく拡大していることから、保有個人情報の開示、請求する権利につき定めるほか、独立行政法	第一条 この法律は、独立行政法人等において個人情報の利用が著しく拡大していることから、保有個人情報の開示、請求する権利につき定めるほか、独立行政法	第一条 この法律は、独立行政法人等において個人情報の利用が著しく拡大していることから、保有個人情報の開示、請求する権利につき定めるほか、独立行政法
人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人情報の取得、利	人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人情報の取得、利	用、第三者に対する提供等に関し本人が関与することにより、個人情報の取扱いを保護することを目的とする。	用、第三者に対する提供等に関し本人が関与することにより、個人情報の取扱いを保護することを目的とする。
(定義)	(定義)	第二章 独立行政法人等における個人情報の取扱い (特に慎重な取扱いをする個人情報)	第二章 独立行政法人等における個人情報の取扱い (特に慎重な取扱いをする個人情報)
第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。	第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。	第三条 独立行政法人等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、次に掲げる事項を含む個人情報を(公知であるものを除く。)を取り扱つてはならない。	第三条 独立行政法人等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、次に掲げる事項を含む個人情報を(公知であるものを除く。)を取り扱つてはならない。
2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができるもの(他の情報を含む。)をいう。	2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの(他の情報を含む。)をいう。	一 思想及び信条に関する事項	一 思想及び信条に関する事項
3 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第二項に規定する法人文書(同項第三号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」	3 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第二項に規定する法人文書(同項第三号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」	二 医療に関する事項	二 医療に関する事項
難であるとき。	難であるとき。	三 福祉に係る給付に関する事項	三 福祉に係る給付に関する事項
四 犯罪の経歴に関する事項	四 犯罪の経歴に関する事項	五 人種、民族、社会的身分、門地並びに出生地及び本籍地	五 人種、民族、社会的身分、門地並びに出生地及び本籍地
適用しない。	適用しない。	第六章 利用目的の明示 (利用目的の明示)	第六章 利用目的の明示 (利用目的の明示)
第五条 独立行政法人等は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録(第二十四条及び第五十一条において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて政令で定めるものをいう。)により規定に基づき、個人情報を取り扱おうとするときは、情報公開・個人情報保護審査会の意見を	第五条 独立行政法人等は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録(第二十四条及び第五十一条において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて政令で定めるものをいう。)により規定に基づき、個人情報を取り扱おうとするときは、情報公開・個人情報保護審査会の意見を	第七条 独立行政法人等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。	第七条 独立行政法人等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
(利用目的の明示)	(利用目的の明示)	第八条 独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な次に掲げる措置その他措置を講じなければならない。	第八条 独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な次に掲げる措置その他措置を講じなければならない。
二 職員の研修の実施	二 職員の研修の実施	第九条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	第九条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
(従事者の義務)	(従事者の義務)	二 前項の規定は、独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。	二 前項の規定は、独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
二 前項第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者	二 前項第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者	一 一個人情報の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者	一 一個人情報の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)	二 一個人情報の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者	二 一個人情報の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

第十一条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかるわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。

ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することができるとき。

三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二号)以下「行政機関個人情報保護法」という。)第一条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)、他の独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することができなければ当該事務又は業務の円滑な遂行に著しい支障が生じるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 独立行政法人等は、前項第二号から第四号までの規定に基づき、保有個人情報を自ら利用するときは、

し、又は提供しようとするときは、情報公開・

個人情報保護審査会の意見を聽かなければならぬ。ただし、緊急を要する場合で、情報公開・

個人情報保護審査会の意見を聽くいとまがないときは、当該手続を経ないで保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。

4 独立行政法人等は、前項ただし書の規定に基づき、保有個人情報を自ら利用し、又は提供したときは、情報公開・個人情報保護審査会にそ

の旨を報告しなければならない。

5 独立行政法人等は、第二項第二号から第四号までの規定に基づき、保有個人情報を自ら利用し、又は提供したときは、政令で定めるところ

により、利用目的以外の目的、当該利用又は提供の理由その他の政令で定める事項を記録しておかなければならぬ。

二 当該独立行政法人等の名称及び個人情報

ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルを利用目的以外の目的

ために自ら利用し、又は提供する場合には、

当該利用目的以外の目的

五 個人情報ファイルに記録される項目(第五項において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲

六 個人情報ファイルに記録される個人情報(次号において「記録情報」という。)の収集方法

7 独立行政法人等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための独立行政法人等の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

8 独立行政法人等は、利用目的が異なる二以上

の第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル

を電子計算機を用いて照合し、又は結合するこ

とが個人の権利利益を侵害するおそれがあるこ

とに配慮しなければならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置

要求)

第九条 独立行政法人等は、前条第二項第三号

又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるとき

は、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提

供に係る個人情報について、その利用の目的若

しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又

はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な

管理のために必要な措置を講ずることを求める

ものとする。

第三章 個人情報ファイル

第十二条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げ

る事項を記載した帳簿(以下この条及び第五十

二条において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該独立行政法人等の名称及び個人情報

ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルを利用目的以外の目的

ために自ら利用し、又は提供する場合には、

当該利用目的以外の目的

五 個人情報ファイルに記録される項目(第五項において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として個人情報

六 個人情報ファイルに記録される個人情報(次号において「記録情報」という。)の収集方

法

七 記録情報を当該独立行政法人等以外の者に

経常的に提供する場合には、その提供先

八 次条第一項、第二十七条第一項又は第三十

五条第一項の規定による請求を受理する組織

の名称及び所在地

九 第二十七条第一項ただし書又は第三十五条

第一項ただし書に該当するときは、その旨

十 その他の政令で定める事項

十一 その他必要な制限を付し、又

て、當該個人情報簿は、独立行政法人等が保

有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿

とする。

十二 独立行政法人等は、個人情報ファイル簿を作成した後、新たに個人情報ファイルを保有する

に至ったときは、直ちに、当該個人情報ファイル

簿を個人情報ファイル簿に掲載しなければなら

ない。

4 独立行政法人等は、個人情報ファイル簿に記載した事項を変更したときは、直ちに、個人情

報ファイル簿を修正しなければならない。

5 第一項及び前二項の規定にかかるわらず、独立行政法人等は、記録項目の一部若しくは第一項第六号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報

ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこ

とができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

(開示請求権)

第十三条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第十四条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第十五条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を独立行政

法人等に提出してしなければならない。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手續)

第十六条 開示請求に係る保有個人情報が記録されて居所又は住所を示す書類を提示し、又は提出しなければなら

ない。

4 独立行政法人等は、個人情報ファイル簿に記載した事項を変更したときは、直ちに、個人情

報ファイル簿を修正しなければならない。

5 第一項及び前二項の規定にかかるわらず、独立行政法人等は、記録項目の一部若しくは第一項第六号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすお

それがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報

ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこ

とができる。

3 ない。

独立行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第十五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 第十三条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合において当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者第十三条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

四 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第一条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

五 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、次に掲げるもの

イ 開示することにより、國の安全が害されることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれること又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被ることが明らかであるもの

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるもの

ハ 地方公共団体を除く。以下この号において「法人その他の団体(國、独立行政法人等及び地方公共団体)」に関する情報又は開示請求者等(以下「開示請求者」という。)に関する情報(以下この号において「法

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、開示することにより、正確な事実の把握を困難にすること又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすることが明らかであるもの

二 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、開示することにより、國、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害することが明らかであるもの

ホ 調査研究に係る事務に関し、開示することにより、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害することが明らかであるもの

ヘ 人事管理に係る事務に関し、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすことが明らかであるもの

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の

を及ぼすことが明らかであるもの

第十六条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区別し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くこと)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第十七条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対して、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第十八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第十九条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知し

なければならない。ただし、第五条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第二十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第十四条第三項の規定により補正を求めた場合は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は第一項に規定する期間内(前項の規定により開示決定等の期限が通知された場合にあつては当該期限まで)に開示決定等がなされないときは、前条第二項の決定があつたものとみなすことができる。(事案の移送)

第二十一条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報が他の独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他の独立行政法人等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等に對し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知し

なければならない。前項の規定により事案が移送されたときは、当該開示を受けた独立行政法人等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならぬ。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が第十九条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該独立行政法人等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送を受けた独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第二十二条 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長(行政機関個人情報保護法第七条に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び第三十三条において同じ。)と協議の上、行政機関の長に対し、事案を移送することができます。この場合においては、移送を受けた独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一 開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、國の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるとき。

二 開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

三 開示請求に係る保有個人情報が行政機関から提供されたものであるとき。

四 その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第二十一条第一項に規定する開示決定等をすることにつき正当な理由があるとき。

前項の規定により事案が移送されたときは、

当該事案については、保有個人情報を移送を受けた行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、開示請求を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第十四条第二項に規定する開示請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第二十一条第一項中「第十一条第三項」とあるのは、「独立行政法人等個人情報保護法第十四条第三項」とする。

3 第二項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、移送を受けた独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第四十条及び第四十一条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十一条及び第四十二条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、独立行政法人等は開示決定等をするに当つて、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者者に関する情報の内容その他の政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他の政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他の政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第十九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることにつき正当な理由があると認められるときは、

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第十七条の規定により開示しようとするとき。

3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示したときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならぬ。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第四十条及び第四十一条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十四条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して独立行政法人等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、独立行政法人等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 独立行政法人等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第十九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることにつき正当な理由があると認められるときは、

があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)
第二十五条 独立行政法人等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る)には、同項本文の規定にかかるわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第二十六条 開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、行政機関個人情報保護法第二十七条第一項の手数料の額を参考して、独立行政法人等が定める。

3 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第二節 訂正

(訂正請求権)

第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報を(次に掲げるものに限る。第三十五条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する独立行政法人等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

1 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(訂正請求に対する措置)

二 第二十二条第一項の規定により事案が移送された場合において、行政機関個人情報保護法第二十二条第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

法第二十二条第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報を、当該開示決定に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る)には、同項本文の規定にかかるわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

4 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

5 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

6 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

7 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

8 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

9 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

10 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

11 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

12 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

13 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

14 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

15 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

16 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

17 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

18 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

第三十条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が第三十条第一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした独立行政法人等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第三十一条 前条各項の決定(以下「訂正決定」という。)は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第二十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 訂正請求者は、第一項に規定する期間内(前項の規定により訂正決定等の期限が通知された場合にあつては当該期限まで)に訂正決定等がなされないときは、前条第二項の決定があつたものとみなすことができる。

(事案の移送)

第三十二条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十二条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の独立行政法人等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政

法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に對し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、訂正請求を移送を受けた行政機関の長に對する行政機関個人情報保護法第二十八条第二項に規定する訂正請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第三十二条第一項中「第二十九条第三項」とあるのは、「独立行政法人等個人情報保護法第三十三条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が行政機関個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした独立行政法人等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

移送を受けた独立行政法人等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

2 独立行政法人等が第三十条第一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした独立行政法人等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が第三十条第一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした独立行政法人等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(行方不明者の確認)

第三十三条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十七条第一項第二号に掲げるものであるとき、その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第三十二条第一項に規定する訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた行政機関の長に對する行政機関個人情報保護法第二十八条第二項に規定する訂正請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第三十二条第一項中「第二十九条第三項」とあるのは、「独立行政法人等個人情報保護法第三十三条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が行政機関個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした独立行政法人等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

62

第三十九条 前条各項の決定(以下「利用停止決定

等について反対意見書が提出されているとき

第三十四条 独立行政法人等は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に對し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

(利用停止請求權)

第三十五条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する独立行政法人等に対して、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

二 第三条第一項から第三項までの規定に違反して取扱いがされているとき、第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第十条第一項から第三項までの規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第三条第一項から第三項まで又は第十条第一項から第三項までの規定に違反して提供されているとき当該保有個人情報の提供の停止未成年者又は成年被後見人の法定代理人人は、

本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

第三十六条 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。(利用停止請求の手続)

۱۲۰

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

一 利用停止請
二 居所
三 受けた日その
に足りる事項
四 利用停止請

前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出

しなければならない。
独立行政法人等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるこ

（保有個人情報の利用停止義務）
第三十七条 独立行政法人等は、
とかべき。

あつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)
三十八条 独立行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
独立行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
(利用停止決定等の期限)

等について反対意見書が提出されているとき

一 決定で、異議申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

四 決定で、異議申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

（四十一條）前条第一項の規定により諮詢をした旨の通知

開示請求者 評議會又は利用停止請求者(これらの者が異議申立人又は參加人である場合を除く。)

当該異議申立てに係る開示決定等について
反対意見書を提出した第三者(当該第三者が
異議申立人又は参加人である場合を除く。)
第三者からの異議申立てを棄却する場合等に
おける手続)

一 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟(次項において「個人情報開示訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。

前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の保有個人情報に係る個人情報開示訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるとときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

第五章 雜則

(保有個人情報の保有に関する特例)

第四十四条 保有個人情報(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第四節を除く。)の規定の適用については、独立行政法人等に保有されていらないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第四十五条 独立行政法人等は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができると、当該独立行政法人等が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請

求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。
(苦情処理)
第四十六条 独立行政法人等は、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第四十七条 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
(政令への委任)

第四十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第四十九条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを作成する)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者

二 第八条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

第五十条 前条各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 独立行政法人等の役員又は職員がその職権を濫用して、個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 独立行政法人等の役員又は職員が、

正当な理由がないのに、個人情報ファイル簿に掲載されていない個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル(第十二条第五項の規定により個人情報ファイル簿に掲載されないこととなるものを除く。)(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを作成する)を利用したときは、五十万円以下

第五十三条 第四十九条から前条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者も適用する。

第五十四条 偽りその他不正の手段により、開示登録に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、行政機関個人情報保護法の施行の日から施行する。

別表(第二条関係)

名 称	根 拠 法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和四十九年法律第四十九号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)
首都高速道路公团	首都高速道路公团法(昭和三十四年法律第百三十三号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
首都高速道路公团	首都高速道路公团法(昭和三十四年法律第百三十三号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第二百五十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百三十八号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)

日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第一百五十六号)
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

理由

独立行政法人等において個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利につき定めるほか、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に關し本人が関与することその他の個人の権利利益を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

について定めるものとする。

第二章 設置及び組織

(設置)

第二条 内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第三条 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる法律の規定による諸問に応じ、不服申立てについて調査審議すること。

イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十八条

口 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十五年法律第十九号)第

八 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十三年法律第一百四十号)第

九条(第十七条)

二 独立行政法人等の保有する個人情報の保

附則 第四章 雑則 第十八条・第十九条)

第一章 総則(第一条)

第二章 設置及び組織(第一条・第八条)

第三章 不服申立てに係る調査審議の手続(第

九条(第十七条)

第四章 雑則 第十八条・第十九条)

附則 第一章 総則

(趣旨) 第一条 この法律は、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等に

第一条 この法律は、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等に

関する法律第三条第三項及び第十条第三項の規定による諸問に応じ、調査審議すること。

三 第一号に規定する法律の施行に關し、関係行政機関の長及び関係独立行政法人等に対し、意見を述べること。

(組織) 第四条 審査会は、委員二十四人をもつて組織す

る。

2 委員は、非常勤とすることができる。

(委員) 2 人以内は、常勤とすることができます。

第五条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

第六条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を總理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会長) 4 委員が、その職務を代理する。

(合議体) 5 第七条 審査会は、その指名する委員三人をもつて構成する合議体で、調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場

合においては、委員の全員をもつて構成する合

議体で、調査審議する。

(事務局) 6 第八条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

4 第三章 不服申立てに係る調査審議の手続

(定義) 5 第九条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法

律第十八条の規定により審査会に諮問をした

行政機関の長

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関す

る法律第十八条第二項の規定により審査会に諮問をした

行政機関の長

三 行政機関の保有する個人情報の保護に関す

る法律第四十一条の規定により審査会に諮問

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十条第二項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等	この章において「行政文書等」とは、次に掲げるものをいう。	2 この章において「行政文書等」とは、次に掲げるものをいう。	漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る行政文書(同法第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。)(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十三条第二項の規定により行政文書となされる法人文書(同法第二条第二項に規定する法人文書をいう。次号において同じ。)を含む。)	この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。	二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る法人文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十二条の二第二項の規定により法人文書とみなされる行政文書を含む。)	この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第五条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。
二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十一条第一項、第三十二条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報(同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。)独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十条第一項、第三十一条第一項において同じ。)を含む。)	この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。	三 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。	理由 内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会を置くとともに、その調査審議の手続等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十一条第一項、第三十二条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報(同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。)独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十条第一項、第三十一条第一項において同じ。)を含む。)	この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。	3 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。	本案施行に要する経費としては、平年度約三億円の見込みである。
二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十一条第一項、第三十二条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報(同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。)独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十条第一項、第三十一条第一項において同じ。)を含む。)	この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。	4 第一項及び前項に定めるものほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立て人、参加人又は審問序(以下「不服申立て人等」といふ。)に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。(意見の陳述)	第十四条 不服申立て人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を請求することができる。この場合において、審査会は、申立て人等の意見の陳述を聴かせることができない。
二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十一条第一項、第三十二条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報(同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。)独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十条第一項、第三十一条第一項において同じ。)を含む。)	この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。	5 第一項及び前項に定めるものほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立て人、参加人又は審問序(以下「不服申立て人等」といふ。)に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。(意見の陳述)	第十五条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十一条第一項、第三十二条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報(同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。)独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十条第一項、第三十一条第一項において同じ。)を含む。)	この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。	6 第十六条 この法律の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。	第十七条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立て人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十一条第一項、第三十二条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報(同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。)独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十条第一項、第三十一条第一項において同じ。)を含む。)	この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。	7 第十八条 この法律に定めるもののほか、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。	第十九条 第五条第八項の規定に違反して秘密を

平成十五年四月十四日印刷

平成十五年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K